

平成29年10月22日執行 福島県第5区 衆議院小選挙区選出議員選挙選挙公報

福島県選挙管理委員会

市民+野党 平和と原発ゼロをぶれずに貫きます

日本共産党
比例代表は
と政党名でお書き下さい
個人名を書くは無効です

原発
県内原発廃炉と完全賠償
原発ゼロの日本を

消費税
くらしも経済もこわす
10%増税は中止に

北朝鮮
「対話は無駄骨」(首相)
軍事一本やりは危険

民主主義
国政を私物化する
暴走政治にピリオドを

憲法9条
戦争する国づくりへの
安倍改憲ストップ

核兵器
禁止条約にサインする
新しい政府を

日本共産党のホームページもご覧下さい。 [日本共産党](#)

安心して暮らすためにも、原発事故を一日も早く収束させる必要です。福島第二原発を廃炉にすることが必要です。そのために事故収束などにかかわる労働者が大切にされ、技術向上などが保障されることも大事です。

原発事故収束を早く安全に

森友・加計疑惑を徹底究明
解散によって疑惑隠しをするなんて許せません。真相究明のカギとなる安倍昭恵氏、加計孝太郎氏など関係者の証人喚問を求めます。

日本共産党は市民+野党で力を合わせます

選挙反対
戦争反対
平和選挙
憲法を守れ
国政私物化

憲法破壊 民意無視 国政私物化の安倍政権は退場を!

私は安保法制「戦争法」が施行された夜、国会前に行きました。「戦争する国にしない」こと、それが私の原点です。そして原発事故の悲劇を絶対にくり返させない。そのために原発ゼロを貫きます。「お友だち」ばかりを優遇し、オール福島の願いである県内原発全基廃炉にすら背を向け、暴走を続ける安倍自公政権。市民のみならずと力を合わせ退陣に追い込みます。

自公政権の補完勢力
希望の党の正体は「排除」と「選別」を振りかざして市民との共闘を否定し、憲法破壊、安保法制を安倍政権とともにすすめる補完勢力です。



日本共産党
くまがい 智
37歳

小選挙区は「えんどう陽子」
比例区は「社民党」

大儀なき選挙モリケ 疑惑解明
平和憲法遵守・九条改悪 反対
脱原発・再生可能エネルギー一実現
消費増税反対・10%凍結
収入アップ・人不足解消・非正規の正規化

住所：双葉郡富岡町夜ノ森北一丁目42-4 役歴：1998年 福島県教職員組合書記次長
(現)いわき市泉ヶ丘1-36-10 2009年 双葉郡の医療を良くする会代表
職歴：1973年 福島公立学校教職員採用 現職：社会民主党福島県連合常任幹事
いわき市立川部中学校勤務 脱原発・再生可能エネルギー推進委員長
2010年 富岡第一中学校を最後に退職 一般社団法人富岡復興ソーラー代表理事

比例は社民党

最近父叔母を看取りました。望郷の念が強かっただけに悔しかった。無念でなりません。私の家は朽ち果て、いまだ避難の最中、深く傷ついた心の復興に終わりはありません。原発事故さえなければ……との思いを胸に、国に責任と反省の証を求め、全ての原発即時廃炉と被災者救済を強く求めます。事故後、私は「脱原発社会を目指して汚染された土地を利用、被災者の皆さんと再生可能エネルギーの事業を立ち上げました。避難地であるいわき市に拠点を設け「フォレスト」と命名しました。被災者の駆け込み寺となり、被災者が未来に一歩踏み出し夢を持つことを願っています。

政治の風化は許しません。自立する被災者の生活再建に光を充てるのが政治です。安心安全なくして被災者の復興はありません。安倍の、安倍による、安倍政権の疑惑隠しのための政治を国民、被災者に取戻すために、私を国会に送り出してください。先頭になってハードドライブします。

えんどう陽子



えんどう 陽子

希望の党
比例代表も希望の党へ。

吉田 泉プロフィール
1949年、いわき市平出身。現在68歳。
平二小、平三中、磐城高校、東京大学(経済学部)卒。
石川島播磨重工(株)に13年間勤務(内、ラジルに7年半)。
35歳の時にUターンし、家業の(株)根本園茶舗を継ぐ。
47歳の時、市議選に当選。55歳の時、衆院選に初当選。
通算5期。財務大臣政務官・東日本大震災復興対策本部福島現地対策本部長、復興副大臣・内閣府副大臣等を歴任。

吉田 泉の5つの考え

- 1 まず、寛容な改革保守の結果で、再び大政党の体制を作りたいと思います。
- 2 一番身近な福島復興、そのためには避難の支援継続、そして事故の後片付けが重要です。その作業を強力に支援します。
- 3 更には、安倍政権に垣間見えるような隠蔽・癒着体質を一掃したいと思っています。
- 4 また、目下最大の懸念である北朝鮮の脅威に対しては、現実的に対応せねばなりません。安保法制は運用の上問題点を修正していくという態度でよいと思います。
- 5 最後に、格差を助長してきたアベノミクスについては、早急に出口戦略を決め、そちらに向かうべきと考えます。

政治には渋味や苦味も必要です。その役割を担っていきたくと思います。



希望の党公認
吉田 泉
よしだ いずみ
68歳
福島県第五区

私の略歴

昭和四十六年 早稲田大学第二商学部卒業
昭和六十一年 福島県議会議員初当選(三期十一年在職)
平成十二年 衆議院議員初当選(以来、六期連続当選)
平成十七年 文部科学大臣政務官
平成十八年 自由民主党 法務部会長
平成二十年 環境副大臣(福田内閣、麻生内閣)
平成二十三年 衆議院 東日本大震災復興特別委員会委員長
自由民主党 環境部会長
平成二十四年 衆議院 環境委員長
平成二十六年 衆議院 原子力問題調査特別委員長
衆議院 決算行政監視委員会委員長
平成二十八年 衆議院 東日本大震災復興特別委員長
平成二十九年 復興大臣

復興・創生へ。

東日本大震災の発災以来、私はいわき市や双葉郡の皆様へ寄り添い、一日も早い復旧・復興そして創生へと全力で取り組んでまいりました。

そして、本年4月、私は復興大臣を拝命し、司令塔として更なる復興の加速化を精力的に進めているところであります。

私は、これからも被災者の皆様の声に真摯に耳を傾け、痛みや苦しみを共有し、一日も早いふるさと福島県の再生のために大いに奮闘し、心血を注いでまいっている覚悟です。

復興・創生へ。

- ◎東日本大震災からの復興の更なる加速化
- ◎農林水産業の再生と振興
- ◎福島イノベーション・コースト構想に基づく双葉・いわき地方の復興促進
- ◎帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備促進
- ◎原子力発電所事故の収束の加速化
- ◎幼児教育・介護福祉・保健医療体制の充実



福島県第五区
吉野 まさよし
よしの まさよし
自民党公認

この選挙公報は、候補者から法定期限内に提出された原稿をそのまま写真にとり、印刷したものです。候補者等が選挙公報を印刷して頒布すること等は、選挙運動用文書図画の規制等の規定に抵触するおそれがあります。

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 投票日10月22日(日)

投票は
18歳から
行えます

投票日に投票できない方は、

期日前投票制度 又は 不在者投票制度 を利用しましょう!!
避難されている方は、避難先の市区町村で不在者投票ができます。

■期 間／衆議院議員総選挙 10月11日(水)～10月21日(土)
国 民 審 査

■時 間／8:30～20:00 (※一部、異なる場合があります)

期日前投票所によっては、投票できる期間や投票時間が異なる場合がありますので、各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。福島県選挙管理委員会のホームページに県内市町村の期日前投票所及び投票時間を掲載しております。

■場 所／期日前投票：各市町村選挙管理委員会が定める場所
不在者投票：滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会

■手続き／期日前投票：期日前投票所に行って、直接投票箱に投票します。
(ただし、宣誓書の記載が必要となります)
不在者投票：以下の手続きにより投票してください。

1 投票用紙等を請求する

「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入し、住民票のある市町村の選挙管理委員会へ郵送してください（メールやFAXでの請求はできません）。

※様式は、県選挙管理委員会ホームページからもダウンロードできます。

2 投票用紙等を受け取る

住民票のある市町村の選挙管理委員会から、郵送されてきた封筒（投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）、不在者投票証明書）を受け取ってください。
【注意】不在者投票証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。投票ができなくなります。

3 滞在地（避難先）の市区町村で投票する

受け取った封筒を持参して滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会に投票してください。
滞在地の市区町村から住民票のある市町村に投票済の投票用紙を送る必要があるため、余裕を持って早めの投票をお願いします。

選挙に関する情報はこちらのサイトから

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/62010a/> 福島県選管 検索



候補者・政党等の情報がご覧になれます。

小選挙区選挙	比例代表選挙	最高裁判官国民審査
<p>▶選挙区ごとに各候補者の一覧</p> <p>氏名 候補者届出政党名</p> <p>ウェブサイトアドレス</p> <p>▶選挙区ごとの</p> <p>選挙公報</p>	<p>▶名簿届出政党等の一覧</p> <p>名称・略称</p> <p>ウェブサイトアドレス</p> <p>▶名簿届出政党等の</p> <p>選挙公報</p>	<p>▶審査に付される裁判官の一覧</p> <p>氏名</p> <p>▶審査に付される裁判官の</p> <p>審査公報</p>

期日前・不在者投票の詳細については、県選挙管理委員会（024-521-7062）又は最寄りの各市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。